

午前9時30分 開会

○宮本会長 おはようございます。

令和4年8月農業委員会を開催したいと思います。

本日の署名人は、稲田委員と大坂委員です。よろしくお願いします。

始まる前に、1つ私のほうから提案をさせていただきたいと思います。

議案のその他の項目の中に、農地パトロールが予定されておりますが、御存じのように香川県もコロナ過去最大というような状況なので、車の中で密というのを避けたいと思いますので、適当な時期に延期ということで、今月はやらないということをお願いしたいと思います。

では、議案のほうに入りたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号を進めさせていただきます。

農地転用のための使用貸借権設定の申請が1件ございました。申請は、第5条になります。

農業委員会受付は、令和4年8月3日でございます。所在地は、字●●、番地は●●番●●で、地目は畑、台帳、現況とも畑でございます。面積は、1,516平方メートルでございます。加えて、字●●●●番地で、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は、1,401平方メートル、合わせて2,917平方メートルでございます。貸し人は、●●市●●●丁目●番地、●●●●様でございます。借り人は、●●市●●●●番地●●、●●株式会社代表●●●●様でございます。事由につきましては、今回、国より●●交差点改良外工事を請け負うこととなり、現場周辺で現場事務所を置き、資材等の管理ができる場所が必要となったため、貸し人に相談したところ、快く受け入れていただくことができたとのことで決定した次第です。地元水利、これは川津土地改良区、中塚水利及び隣接農地関係者の同意をいただいております。

1つ付け加えさせていただきますと、今回、この農業委員会の御案内をさせていただいた後に、稲田委員並びに宮本会長が現地へ確認にいただいております。そのときに、見ていただいたら分かると思うんですけども、状況が非常に田んぼ並びに畑というふうな形には見えない。完全な雑種地の状態のような土地でございます。これでは、ちょっとこの申請は厳しいということで、昨日会長にも相談させていただきまして、先方の申請者並びにその申請に関わる業者には始末書というか、これについてどう考えておるかということで提出するようにと指示させていただいて、今日朝、大変申し訳ございませんと、一応提出

をさせていただくということで御了解いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。御審議をお願いします。

○宮本会長 では、意見、質問等のある人は挙手をお願いします。

谷川委員。

○谷川委員 これ、今の川津地区だったら宇多津の農業委員会に係るというのが、これ見たときにおかしいと思った。もう地番が坂出だから、坂出の委員会で話がつくのに宇多津のほうに来てるから、何か理由があるだろうと思って。けど別に問題はないんでしょう。そしたら、もう結構です。

○事務局 問題はございません。

○宮本会長 私のほうから質問させていただきます。

これ、一応地区としては宇多津地区という格好で、非常に複雑な分です。私も残念ながら津の郷のお墓までは津の郷だったという記憶があって、そこから東はというので思っていたんですが、これをいただいたときに公図も知らなかった。実は、これ宇多津地区に入ります。ただ、水利は今事務局のほうから説明あったように、川津地区の水利ということなんです。

1つ確認したいと思うんですが、今現状が花崗土を入れて、いわゆる雑種地の状態です。これ、一時転用という形になっています。一時転用ということは、その後はどうなっているのかということが一つ疑問です。これ何か聞いておりますか。

○事務局 これも併せて、そこが一番重要なこと。今から使うというのは、さほど支障はないと思いますが、その後いかにするかということで、現況をやっぱりとどめていただかないといけないということがまず一つ。それができないのだったら地目変更、雑種地に変更をしていただく。ということは、固定資産税とか税関係のものも併せて変更になるということで進めさせていただくような話を、もう既に昨日させていただいております。だから、そのあたりは先方の申請者というか、貸す側、●●さんなんですけども、この方に確認をしてどういうふうにするか、今から工事の後、その仕舞をどうするかということは考えておいてくださいということを伝えておりますので。また、御報告できたらと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

今の話から行きますと、これははっきり言って無断転用になります。いわゆる違法転用になります。多分、5年ぐらい前だと思いますが、私も今申し上げましたように、坂出地区

だったのでそれほど気にはかけてなかったのですが、この事案が出てきたときに、これは違法転用だなあと。この違法転用については2つ問題があると思います。

まず、税務上。津の郷地区で無断転用があったのですが、告発というか、何かの形で税務課のほうからはその次の年か、課税が来たというようなことで、これも仕方がないねということで課税されたというような話も聞きました。

これ今言いましたように、皆さん全然地区が違うので、そういう認識は持っておりません。私も含めてなかったと思います。今申し上げましたように、違法転用で税務課も当然知らないだろうと。だから、あときちんとしていただきたいのは、多分これ工事完了の申請が出ると思うんです。事務的に行きますと。当然、もう既に花崗土を入れて工事は終わっているという状態ですので、申請が来た後、これをまたどのぐらい元へ返すか、あるいはこのまま置くか、これは今言いましたように税務課ともよく相談して、後々問題のないようにやっていただきたいと。要は、当農業委員会だけじゃなくて、税務課のほうにも密に連絡してちゃんとやっていただかないと、税の公平性が保てないという気はします。

以上です。

何か、その他質問があればどうぞ。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 これ宇多津の境界、坂出との境界はどのあたりまで宇多津になっているんですか。

○事務局 お墓は宇多津町で、エホバの証人って会館があるんですけど、ここが境になるということで伺っております。

○大坂委員 この21の横側も坂出ですか。

○事務局 はい、これをずっと上がっていったらもう境と。

○大坂委員 それで、これ北のほうはどこらまでがそうなんですか。

○事務局 北は、●●さんってあるんですけど、ここまでです。ここから向こうは坂出になります。

○大坂委員 この家2件、●●さんとか、このあたりは宇多津になるんですか。

○宮本会長 はい、津の郷自治会。

○事務局 そうなんです。ちょっとややこしくて申し訳ないんですけど、そんな感じですよ。今回初めて調査させていただいて。

○大坂委員 津の郷に飛び地があるのは知ってたけど。それが、宇多津地区でなしに坂

出のあれかなあと思ってたけど。

○谷川委員 私もそう思った。これ宇多津のうちが川津の境なのに、うちの農業委員会がまたどういふようになっているのかとおもって。

○大坂委員 いや、これここの業者から電話かかってきて、水利はおたくと違うかといって、うち長縄手からそっち向いて水は全然行ってないから、これは水利は全然違うという話はした。

○谷川委員 そうやろう。

○大坂委員 それは、この橋の南側に水門があって、その水門からこの大東川の西側しか該当しないから。東側に水入れるところがないんだから、長縄手から。そこらあたりでうちではないわという話はしたんです。ただ、ここにお墓があるのは、あれは津の郷のお墓だったなあということには分かってたんだけど。ほかにそういう宇多津飛び地というのは、そないにないんですか。

○事務局 ありません。

○大坂委員 これだけですな。

○事務局 これぐらいです。

○大坂委員 分かりました。

○宮本会長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、いろいろな経緯、複雑ではあるんですが、また多分家屋調査士が絡まれとると思いますので、その方にも十分対応を、今言った対応をやっていただくことを条件で認可したいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 ありがとうございます。

では、議案の続きをお願いします。

○事務局 それでは、進めさせていただきます。

議案第2号、農地転用のための所有権移転の申請が1件ございました。申請は、5条になります。

農業委員会受付は、令和4年8月5日でございます。所在地は、字●●、番地は●●番●●、面積は567平方メートルで、譲渡し人、宇多津町●●番地●●在住の●●●●様。同●●番、面積は809平方メートルで、譲渡し人、宇多津町●●番地●●在住の●●●●

様、同●●番、面積は1, 057平方メートルで、譲渡し人、●●県●●郡●●町●●●●
●●番地●●在住所の●●●●様、同●●番●●、面積1, 074平方メートル、同●●番●●、面
積938平方メートル、合わせて2, 012平方メートルを譲渡し人、宇多津町●●番地
●●在住所の●●●●様、同●●番●●、面積841平方メートルは、譲渡し人、所有者●●●●
●●氏の相続人成年被後見人●●●●氏、その成年後見人であります社会福祉法人●●会長
●●●●氏とし、所在地を●●町●●番地としております。6筆の全面積を合わせ5, 2
86平方メートルでございます。譲受人は、●●市●●町●●番地●●、株式会社●●●●
代表取締役●●●●様でございます。事由につきましては、宇多津周辺で土地購入の間合
せが多く寄せられており、住宅用地を探していたところ、耕作が今後困難となった今回の
計画用地所有者との意見が調整できたことで申請に至ったものでございます。

地元水利、隣接農地関係者の同意もいただいております。御審議のほど
よろしくお願いたします。

○宮本会長 地元、何か説明することありますか。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 これ立会を2回してます。実際には、大方1年前ぐらいかな、早くに。それ
から、先日もう一度やったということで、その問題はここに用水が1本通っているんで
す。結局、この喫茶店の横に●●さんと●●さんかな、その人の水を入れる関係があるん
で、今ある用水を北側に移動してやると。それについては、井手ざらいするときの農道、
それと土上げ場、そういったものを一応確保していただいて、一応了解を得ていると。1
回目のときには、●●さんも来られて、そういう話をしたと。ほんで、2回目のときには
1年後ぐらいなんで、再度確認をして、どこのあたりにその用水を持ってくるか、またそ
ういう農道をちゃんと整備できるか、そのあたりの確認はさせていただきました。そうい
ったことができるので、別段問題はないというふうに思っております。

○宮本会長 では、質問、意見等、お受けします。

いかがですか。

○谷川委員 今水利のほうは説明聞いたように、別に問題ないです。それで、●●さんと
こは、これ●●が代理に入っているんですか。

○事務局 そうです、今のところそういうふうな形で。

○谷川委員 それやったら結構です。

○宮本会長 ほかにございせんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、異議なしということで進めさせていただきたいと思います。

○事務局 御承認ありがとうございました。

このたびの議案第1号、議案第2号につきましては、今年26日開催の県の常設審議会に上程させていただく予定となっておりますので、この場を借りて御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第3号に進めさせていただきます。

資料はないんですが、私のほうから口頭で御説明をさせていただきます。

昨年11月に、農地機構のほうからここに来られて御説明があったと思います。一応、もう多分田んぼをしないという方について、農地を提供して、誰か借りる人がいたらその農地を借りて耕作ないしは野菜等を栽培するというような、そういう案件があったと思います。

今回も7月13日に、農用地の利用権の設定等の申出というのが、その農地機構のほうから参りまして、昨年と同様に一応こちらのほうから、宇多津町から貸出しの登録をした上で、借りる人がいたらそこがマッチングされていくというふうな形になっていたと思うんですけども、今回も7月13日に提示いただいた方につきましては、どうもうまいことマッチングできて、坂出の●●農園さんとの契約がどうもうまいこといくような形でお話がありました。そこで、ちょっと簡単にここで説明させていただいた上で承認いただけたらというふうに思っております。

所在地は、宇多津町字●●の●●と●●の2筆でございます。これは、前回と同じでちょうど●●の南側になる場所、この間のところの全く横のところになります。これが、地目は田で、面積は370が991平方メートル、371番1が1,068平米、合わせて2,059平米でございます。申出者は、●●町●●番地●、●●●●様です。設定する権利は、前と同様に賃借権で、令和4年9月1日、この9月から6年、令和10年8月31日の期間ということで、以前農地機構の担当者より説明があったんですけども、この農地を農地機構へ登録して預ける形とさせていただきます。預けた農地は、農地機構がマッチングされて借り方、この農地を貸してくださいというところへ貸し出す。先ほど話したとおり、今のところこの農地は坂出の株式会社●●、●●農園さんのほうで貸出しをされるということで予定をしておるところでございます。

このあたりにつきましては、皆様方、委員さんに了解をいただけたらというふうに思って

おるところでございます。もう稲作じゃなくて野菜です。野菜のみです。

○宮本会長 ちょっと、私のほうから質問していいですか。

今の提案ですが、前回書面という形を取っておりました。今回、口頭という形になりました。この変更理由、もしくは今後は口頭でやるとか、何かそういうのを説明いただけますか。

○事務局 大変申し訳ございません。本来、書面的に農地機構から来るものが、私のほうにまだ間に合ってなく、提出ができませんでした。また、これだけ別に送らせていただこうと思います。

○宮本会長 もう一つ続けて、一応これは農業委員会の許可案件という理解でいいんですか。それとも、参考でという案件になるんですか。

○事務局 一応、農業委員会のほうで承認をいただいて、承認いただいたものを今日付をもって町長のほうへ決裁で進めます。8月31日に公告ということで、この役場の正面の掲示板に公告させていただくというふうな進め方で行く予定にしております。

○宮本会長 今、ちょっと私事務局のほうへ質問させていただいたんですが、あくまでも今回は例外ということで、本来書面を出されて、許可案件であれば特に重要という認識で今質問させていただきました。今回、特例ということで、皆さんのほうの意見を伺って、各委員の意見を伺って、承認という形の採決を取りたいと思いますので、よろしく審議いただきたいと思います。

大坂委員。

○大坂委員 ●●農園さんは、津の郷の丸亀寄りとか、宇多津の中でも●●農園さんしているところがありますよね、別に問題はないでしょう。

○事務局 そのあたりは、私どもも安心していますが、貸し方が決まっているので。違うところだったら、調査もしないといけないというのがあったんですけども。

○大坂委員 今のところ、私は問題ないと思いますが。

○宮本会長 ほかにありませんか。

一応、中間管理機構ということで、公的機関に準じたところがやっていますので、調整はそちらのほうでやられるという認識で、いわゆる追認の形かなとは思いますが、一応皆さんの意見という形で諮っております。

特にいいでしょうか、問題ないと。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、一応認可ということで進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

そうしたら、その他のほうの地籍調査の事案に関する書類をお配りします。

○宮本会長 一応、見終わったら回収という形になりますので、暫時時間を置きますので確認ください。

○事務局 これについては昨年分、令和3年度の地籍調査と。山下、大門の一部ということで調査したものの結果でございます。

○宮本会長 西山委員。

○西山委員 これ3年度に地籍調査を行いました。実際、田から宅地の移行があるけども、税金上は次の年度では間に合わないかもしれないが、2年後ぐらいに課税になるんですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○西山委員 2年後ぐらい。

○事務局 すぐにはできませんので、これをもう承認いただいた後に法務局へ提出させていただいて、そこで確定です。そこが、またデータが反映してきますので、2年……。

○西山委員 その次の年か、その次に。

○事務局 そうです。

○西山委員 とても高くなるから。

○宮本会長 大坂委員。

○大坂委員 田から宅地というたら、極端に言ったら届出なしにやっているということですね。ということは、農業委員会にかかっていない、水利のほうの決済金も仕舞できとらんわな。この大門やったら、案外長縄手が水利の地区やろうと思いますが、そしたら今新池とか、そっちからの負担金とかそういったものがずれてくるんですかね。

○事務局 そうですね。確かにおっしゃるとおりです。

○宮本会長 西山委員、どうぞ。

○西山委員 それは、もう恐らく町なかの土地でしょうかね。町なかの土地で、昔家を建てた分で、課税は恐らく現況課税で行くから、ほとんどがそっちになっているとは思いますが、多分、地番から言ったらあの辺の大門の筋でしょうね。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 ちょっと気になるのが、今言われたのは無断で地目変更をされてるわけです。

ね。それで、管轄は農業委員会だけど、これをそのままずっと認めるということは、無断でやってどうぞ御自由という形になるんですよね。何か始末書を取るとかなんとか、少なくとも悪いことしたというふうな何かけじめは要らんのですか。そのところはどうかかなと。

○事務局 ちょっと、1回それ預からせてください。お調べさせてください。

○石川委員 これだったら、全くどうぞという形ですわね。

○事務局 そうですね。それこそ古い時代からそういうふうには、こんなこと言うたら怒られるんですけど、私もこれ入っているんです。この中に。だから、そこら辺もあって、私も昔から聞いている話でもないの、実際のところこういう地籍が入ってこれが発覚して分かったというふうな流れで、実際のところ昔は田んぼだったのかも分からないけど、私は田んぼというのを見たこともないし、状況も分からなかった。そこへ家を建てる時に、もうそういうふうな形に既になっていたということもあるので、このあたりはちょっと私も確認だけさせてください。お返事させてください。

○宮本会長 石川委員。

○石川委員 これ地目の変更っていうのが、例えば原野が畑になった、ため池が畑になった。こういうのは全く違う形になってますよね。こういうのは、土地で誰も分らんのですかね。

○事務局 そうですね。もういろんなパターンが、今先生が言われたようにため池が畑になったりとか、それこそ畑がお墓になっていたというのが、そういったものが、いつからそんなになっていたんだというふうなこともあったりするんで、このあたりどこかで多分、これはもうここで境にしてこうするんだという決まりがあると思うんです。そこをちょっと調べさせていただけたらと思います。

○石川委員 何となく、少なくとも農業委員会がそういう契約を持って行って、ちゃんと届けないと認めないと、できないぞという法律上はなっているとすれば、そのけじめだけは何かつけといてもらえたら。罰する必要はないけれど、少なくとも悪いことしたんだぞという一筆入れるとかね。

○宮本会長 西山委員。

○西山委員 これ恐らく、法務局へうちもちょっと地籍調査が入ったんですけども、法務局へこう変更しますよという話の中でした内容を、例のそれぞれ所有者の確認というか、承認印は押して町のほうへ提出はしているんです。それで結構地目の移動というのが大き

いもんですから、税金やああいうものも田から宅地に変わるというのは断然違うから、ほとんどの場合が家やったら現況課税でもう宅地として評価されているから問題ないとは思いますが、その辺の兼ね合いというのがよく分からないもので。

○宮本会長 一つ感じたことを申し上げたいと思います。議案第1号もそうなんですが、これ1,500平米ぐらいあるんですよ。必ず、これ個人が花崗土を自分の軽トラで運んでとかということでないと思うんです。何だったら業者がやっていると思うんです。建設業者なり土建屋さんが。特に、私、町の指定の業者、例えば何々建設とか何々土木とかあると思うんですが、そういう方には個人的にここを宅地にしたいから、次は花崗土を入れてちょっと広げたいというような個人的な依頼があった場合は、少なくとも町の指定業者は、そこは農地だから農業委員に提出してくださいと、許可提出してくださいというような考えを周知徹底して、少しでも違法転用、多分二、三か月前の委員会で石川委員のほうから質問があったと思うんですが、罰則規定あるかという農地法第何条というので調べていただいたこともあったと思います。そういう意味で、今石川委員が言われたように、これは非常に罪が重いことをやっていたんだなという認識は、例えば少なくとも町の指定業者にはそういう依頼があった場合は農業委員会へ提出して許可を取ってくださいというような理解を周知徹底していただきたいと思います。他町とかあるいは他市にわたった業者であれば、こちらもこれはないと思うんですが、少なくとも町内の業者には徹底していただきたいということで希望したいと思います。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 残念ながら毎度のことで、当委員会に許可申請という形で町から出されて一括承認という形にはなろうかと思いますが、今各委員の意見を重々参考にさせていただいて、今後のできるだけ違法転用がないように図っていただけたらなあと思います。

本件につきましては、一応期日もあろうかと思いますが。一応、承認という形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 じゃあ、許可ということで事務局お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○宮本会長 では、これは回収します。

○事務局 どうもありがとうございます。今年度につきましては、もう既に説明会が済ん

であります新町、中村地区が対象になります。500筆ほど調査をしていく予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。それで、今見ていただいた令和3年度の分につきましては、明日までが一応閲覧日になっております。

今先ほど西山委員がおっしゃったように、そこを各個人が、所有者が見に来られて、これで間違いないというふうなことで承諾するというふうな形を取らせていただきますので、一応明日土曜日の2時までということで予定をしておるところでございます。これを終えたら、もうその時点で法務局へスライドしていくような、そういう予定になっておりますので、併せて御報告させていただきます。

それでは、その他のほうの2つ目、前回の課題でございました担い手支援の施策といたしまして、皆様方に1冊の冊子をお送りさせていただいたと思うんですが、簡単に説明をさせていただこうと思っております。

ここで、該当するのが6、7ページになろうかと思えます。

一応、生産力向上、農業機械等整備事業とあって、その中これが該当するというふうなことで資料をいただいたところなんですが、非常に残念な点はこの対象者っていうのが認定農業者、認定新規就農者、営農組織ということで変わっていると。宇多津町、農振地域がございません。そういった認定業者も、この委員会の中では稲田委員が認定農業者になっているんですけども、そういったところで積極的に認定農業者を出しているわけでもないんです。そういったところから、ある程度申請がありましたらルールには乗せていくということで改良福祉センターのほうから了解をいただいておりますけども、それ以外のところが対象にならないというところが、非常に残念で、今から田んぼ頑張っていくかないといけないという中で、機械を導入するということに当たって幾ばくかの補助をいただけないだろうかということで、いろいろ探しておったんですが、今のところはこの内容に即したところではないということでお聞きしておるところでございます。

これが、県下一斉にどれだけの活用をされておるかということが、ちょっと私のほうも今のところ把握はできてないんですけども、多少なりとも残すというふうな状況であるのであれば、前回もあったように多面的と同じような状況で、ある程度一律の額には及ばないかも分からないんですけども、ある程度補助していただけるような方向が取れたら、またいい感じで御紹介できるんじゃないかなというふうには思っているんですけども、なかなかそのあたりが非常にグレーでございまして、宇多津町と直島町というのはちょっと県下の農家の中でも非常に別枠のところに入れられるような感じに私は感じるんですけど

も、そういうところで多少なりとも、満額じゃなくてもある程度助成いただけるような、そういう制度が導入できるのであればいいのかなというふうに、余しても仕方ないんだったら余らんように、何とか県下で引っ張ってこれたらいいのかなというふうには思っているんですけども、そのあたりも含めて御報告させていただけたらというふうに思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

一応資料、皆さんのお手元にお配りして一読はされているとは思いますが、これは、議論を進めていきたいんですが、2つのターゲット、項目を考えております。

1つは、5月でしたか、西山委員も心配されてた担い手を育成するための補助金を一つ考えるべきであると。もう一つは、機械の補助ということで、これは何回も申し上げてますアンケートの結果の総括として、4つの柱ということで2つまで終わりました。あとは、担い手と機械の補助金という形で、事務局お手数をかけていただいて県のほうからこういうガイドラインの冊子をいただきました。皆さんも多分一読はされていると思います。

私のほうから、ちょっと意見なり質問をさせていただきたいんですが、今事務局のほうから6ページ、7ページということで、機械の補助という形の内容についての説明をいただきました。

今言いましたように、担い手の補助金と、それから機械の補助金ということで分けますと、1ページ目にこれ共通の話でやりたいと思います。機械も担い手の話もそうなんですが、1ページ目の1の1ということで、ここが農業用機械の補助金という形があるかと思えます。1ページ目の2番目に、対象となる整備内容といって、新たに導入する農業用機械云々ということで、助成額3分の1、上限200万円という形で1ページ目に示されています。

2ページ目に行きますと、これは担い手の支援という形で就労準備資金、あるいは経営開始資金というふうに、各2年と3年。これ前に県の方が来られまして、平成31年2月20日に当農業委員会で皆に説明していただきました。人・農地プランという形の中に含まれ、少し変更になった内容を書かれていると思います。2ページ目に関しまして言いますと、49歳以下の方が就農される研修については、研修期間2年について年150万円の補助金と。それから経営を開始する前は、最長3年間で150万円の交付を受けられると。これをうまく利用すれば、5年間で150万円かなと勝手に私は推測しながら読ませていただいたんですが、いろいろ条件面には書かれています。

この1ページ目と2ページ目について、共通の質問を聞いていただきたい、事務局に聞いていただきたいんですが、まずこれは非農振地域も適用できるのかというのが、まず1点。

両方とも認定農業、片一方は認定農業者と書かれていますので、2ページ目に関しましては人・農地プランの適用した場合に限って、この交付金というのがいただけるのかというのを確認していただきたい。

すいません、後先になって申し訳ないんですが、この2つの項目、補助金の項目を検討していただきたいんですが、今回だけでは多分終わらないと思います。今月の8月では終わらないと思いますので、来月なり再来月もいろいろ意見を出していただいて、研究しながら、検討しながらやっていきたいと思います。

そういう意味で、まず私の意見としては1ページ目と2ページ目の共通として、非農振地域も適用できるか。もう一つは、人・農地プランを作成しなければ適用できないかという骨子が確認できれば、次のほうに進めていきたいとは思っています。

もう一つは、同じ農業経営課のほうで、これは農業会議のほうからいただいた資料なんですが、こういうのがありまして、今香川県で農業支援グループというのを作って、3人集まれば力を合わせて云々と、いろんな例えば農業機械であれば3分の1を補助して、これは上限100万円で、ちょっと人数が少ないんで補助金の額も少ないです。そういうことで、こういう制度がありまして、早速令和3年のときに2件のグループを設立してというような事例も載っています。こういうことも含めて、皆さんにいろいろと検討していただきたいというふうに考えております。これは、またお渡ししますので、次の9月のときに資料として皆さんに配っていただけるかと思って、ちょっと農業会議から持ってきました。

そういうことで、一応私の意見としては1ページ目、2ページ目、今事務局の言われた6ページも7ページも多岐にわたっていますので、非常にどれで行けばいいかなあというのは難しい選択肢ではあるんですが、全般に関して言いますと、いわゆる農振地域でない当町が本当にこれ適用される項目があるのかなあというのが、まずベースで進めていきたいと思います。今言ったように、農地プランとも併せて条件面で当町に合うものがあれば、それを順次適用していければありがたいなあというふうには考えています。これは、私の意見です。

その他、各委員、意見ございましたら。

申しましたように、本日で最終ではありません。いろんな意見、皆さんこういうこと聞いてほしい、あるいはこういう場合はどうだろうかというような意見を言っていただければ、それをまた集約して、私も含めて事務局といろいろ相談しながら進めていきたいと思っていますので、よろしく発言をお願いしたいと思います。

ございませんか。

何分、10日でしたか11日ですか。送付されて本日までということで、1週間余りしか日にちがなかったので、まずなかなか読み切れてないという部分もあろうかと思えます。質問等ありませんでしたら、次回のまた委員会のほうで意見を集約したいと思えます。皆さんの意見を聞いて、またいろんな検討をやっていきたいと思えます。また、次回もこの資料を持っていただいて、参加いただけるようお願いして、本日の委員会は終了したいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、今言いましたように、再度この資料を確認いただいて、疑問点とか質問点をまとめていただいて、来月の委員会を開催したいと思えます。

でしたら、本日はこれで閉会とします。どうもありがとうございました。

午前10時25分 閉会